

東大阪市 中小企業省エネルギー設備導入支援補助金

補助対象者向け Q&A

1. 対象者・要件について

Q1. 補助金の対象となる事業者は誰ですか？

A. 市内に事業所を有する中小企業者で、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ・市税の滞納がない
 - ・雇用保険に加入している常時雇用従業員が1名以上
 - ・賃上げ(賃金総額または平均賃金3.0%以上)の宣言をしている
-

Q2. 賃金総額って何ですか？

A. 賃金総額は、決算書又は確定申告書における従業員給与の支給総額です。対象となるのは、雇用保険の加入の有無を問わず、全従業員に支払った給与、賃金、賞与及び各種手当を含みます。一方で、福利厚生費、法定福利費、退職金及び役員報酬は含みません。また、個人事業主の場合、専従者給与は含めません。なお、会計上の勘定科目は事業者によって異なり、「給料賃金」「従業員給与」「雑給」などの名称で計上されている場合があります。

Q3. 個人事業主でも申請できますか？

A. 可能です。開業届や確定申告書等により事業の実態が確認できる個人事業主は申請できます。なお、審査の過程で必要に応じて労働者名簿等の追加書類の提出を求める場合があります。

Q4. 従業員が家族だけの場合は対象になりますか？

A. 原則対象外です。ただし、家族であっても、雇用保険の被保険者である常時雇用従業員として雇用されている場合は対象となることがあります。また、事業主本人は従業員に含まれません。事業主を除く雇用保険に加入している「従業員」が1名以上必要です。

Q5. 同じ年度に複数回申請できますか？

A. 同一年度につき1回までです。

Q6. 従業員数が 0 人です。申請できますか？

A. できません。申請時における直近の期末決算において、「雇用保険に加入している常時雇用従業員の数」が 1 人以上あることが必要です。※法人の場合は「法人事業概況説明書」、個人の場合は「収支内訳書」又は「青色申告決算書」などの提出をもって従業員の使用状況を確認し、「雇用保険被保険者資格取得確認通知書」の提出をもって雇用保険の加入状況を確認します。

Q7. なぜ従業員が雇用保険に加入している必要があるのですか？

A. 本補助金は、従業員の賃上げや労働環境の改善につながる取組を支援する制度です。このため、補助対象者は、事業主を除き、常時雇用する雇用保険の被保険者である従業員を 1 名以上有していることを要件としています。雇用保険への加入は、雇用関係や雇用の継続性を客観的に確認するための基準の一つです。

Q8. 「常時雇用従業員の数」には役員を含みますか？

A. 含みません。

Q9. 創業間もないため、まだ確定申告時期が到来しておらず、直近年度の確定申告書が提出できません。申請できますか？

A. できません。申請書類を全て提出できない事業者は本事業の申請要件を満たしません。

Q10. これから開業予定の場合は申請できますか？

A. 直近事業年度の確定申告書(税務署受領済み)の提出が必要の為、申請できません。

Q11. 補助対象外となる業種はありますか？

A. あります。暴力団関係者のほか、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業または同条第 13 項第 2 号に規定する接客業務受託営業を営む事業者は補助対象外です。詳細は交付要綱をご確認ください。

Q12. 医療法人、宗教法人、社会福祉法人は対象になりますか？

A. 対象になりません。本補助金の対象者は中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者であり、医療法人、宗教法人および社会福祉法人等は対象外です。

2. 補助対象事業について

Q13. どのような設備が対象になりますか？

A. 空調、ボイラ、コンプレッサー、受変電設備など、一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が定める省エネ効果が見込まれる「ユーティリティ設備」、「節水型トイレ」、「エコキュート・ガス温水機器」が対象です。対象設備については、本事業のウェブサイトよりご確認ください。

Q14. 中古設備は対象になりますか？

A. なりません。新品である必要があります。

Q15. 既存設備の修理や部品交換は対象ですか？

A. 原則対象外です。省エネ効果が見込まれる「更新または新規導入」である必要があります。

Q16. 他の補助金と併用できますか？

A. 同一設備について国や府等の補助金との併用はできません。

Q17. 申請前に契約してしまった設備は対象になりますか？

A. なりません。交付決定後に契約・導入・支払いを行う必要があります。

3. 補助金額・対象経費

Q18. 補助金はいくらもらえますか？

A. 補助対象経費の1/2(上限500万円)以内です。

Q19. 最低いくら事業から対象になりますか？

A. 補助対象経費が 30 万円以上(工事費込み、税抜)である必要があります。

Q20. 消費税は対象になりますか？

A. 対象外です。

Q21. リース契約は対象になりますか？

A. 対象になりますが、当該年度内(3 月末まで)に支払う分のみが対象です。

Q22. 補助対象経費が 30 万円以上(工事費込み・税抜)となっていますが、リースの場合は 3 月 31 日までに支払うリース料の合計額が 30 万円以上である必要がありますか？

A. はい。リース契約総額ではなく、令和 9 年 3 月 31 日までに支払うリース料の合計額が 30 万円以上(税抜)である必要があります。また、令和 9 年 1 月 31 日までに初回支払いを完了し、領収書等を実績報告に添付してください。

Q23. 廃棄処分費は補助対象費に含まれますか？

A. 設備更新時に古い設備を廃棄する際には対象となります。廃棄のみは対象となりません。

4. 申請手続き

Q24. 申請時に必要な書類は何ですか？

A. 公募要領の必要書類のページをご参照ください。

Q25. 添付資料の決算書や確定申告はすべてのページが必要ですか？

A. 以下の書類をご提出ください。

【法人の場合】

- ・直近事業年度の決算書における損益計算書、販売費および一般管理費内訳書
- ・直近事業年度の決算書における製造原価報告書(未作成の場合、省略可)
- ・直近事業年度の決算書における法人事業概況説明書

ただし、従業員給与内に役員報酬を含んでいる場合は、確定申告書も合わせて提出してください。

【個人の場合】(次の(a)(b)どちらか)

(a)直近事業年度の確定申告書における『収支内訳書』

(b)直近事業年度の所得税青色申告決算書『損益計算書』、『給料賃金の内訳欄を含むページ』、『製造原価の計算』欄を含むページ』

Q26. 見積は1社のみでもいいですか？

A. 基本2社以上の見積が必要です。ただし、競争入札等によることが困難又は不適當である場合は、その限りではありません。

Q27. 申請は先着順ですか？

A. 電子申請システムにより正常に受理された順に審査・交付決定を行います。

Q28. 先着順と聞いているので、提出できる書類だけ先に提出して順番を確保できますか？

A. できません。申請は必要書類がすべてそろった状態で受理されます。不備がある場合は、不備が解消された時点での受理となります。

Q29. 申請すれば必ず交付されますか？

A. 必ずではありません。

・要件審査

・予算範囲

により不交付となる場合があります。

Q30. 交付決定後に内容変更できますか？

A. 可能ですが、変更承認申請が必要です。なお、補助金額を増額することはできません。

Q31. 見積り取得は申請前でもできますか？

A. 可能です。ただし契約、発注、導入、支払いは交付決定後でなければ補助対象になりません。

Q. (8/14 更新)申請は先着順のため早めに申請したいのですが、決算期が7月で、申請時点ではまだ最新の決算が確定していません。この場合、前年度(昨年7月期)の決算書類で申請することはできますか。

A. 可能です。最新の決算が確定していない場合は、前年度(昨年7月期)の決算書類を提出して申請できます。なお、最新の決算書類が整い次第、労働雇用政策室へご提出ください。提出方法については別途お問い合わせください。

5. 実施・報告

Q32. いつまでに事業を完了する必要がありますか？

A. 交付決定年度の1月末までに導入・支払いを完了する必要があります。

Q33. 実績報告はいつまでですか？

A. 事業完了日から14日以内です。購入の場合は、設備の導入及び支払いが完了した日が事業完了日となります。リースの場合は、設備の導入及び初回リース料の支払いが完了した日が事業完了日となり、初回リース料の支払いは交付決定年度の1月末までに完了してください。

Q34. 口座がなければ補助金は受け取れませんか？

A. 補助金のお支払いは指定口座(申請事業者の口座)への振込のみとなっているため、口座がなければ、補助金を受け取りいただくことはできません。お支払いの記録管理を適切に行うことや、受取確認を確実にするためです。

Q35. 現地調査はありますか？

A. 設置の事実確認を行うため、現地調査を行います。

Q36. 補助金はいつ受け取れますか？

A. 実績報告書等の提出後、市で内容を審査し、補助金額を確定します。確定後、指定口座へ補助金をお支払いします。なお、請求に必要な書類は実績報告時に併せて提出いただきます。

6. 事業実施後の義務

Q37. 補助後に義務はありますか？

A. 以下があります。

- ・3年間のフォローアップ調査への協力
 - ・賃上げ状況の報告
-

Q38. 賃上げが達成できなかった場合はどうなりますか？

A.

- ・本市が実施する経営相談等を受けていただき、引き続き賃上げを目指していただきます。
 - ・必要に応じて追加対応が求められる可能性があります。
-

Q39. 導入した設備を売却できますか？

A. 原則できません。耐用年数期間内の処分には事前承認が必要です。

Q40. 不正があった場合はどうなりますか？

A. 交付決定の取消しや補助金返還が求められます。

7. その他

Q41. 採択されると公表されますか？

A. 法人名(個人事業主の場合は商号又は屋号)が公表されます。